

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市立婦人会館会議室使用
料減免要綱の一部改正（案）に
ついて

意見募集期間

令和5年10月23日～11月22日

問い合わせ先

神戸市地域協働局男女共同参画課
（神戸市男女共同参画センター）

電話 078-361-6977

1 意見募集期間

令和5年 10 月 23 日（月）～令和5年 11 月 22 日（水）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-3
神戸市男女共同参画センター 意見募集宛

(2) ファクシミリ による提出

(078)361-6477 神戸市男女共同参画センター 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: danjyo@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市男女共同参画センター(神戸市中央区橘通3-4-3)
火曜日～土曜日(祝日を除く)
8時 45 分～12 時、13 時～17 時 30 分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市立婦人会館使用料減免要綱の一部改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年 12 月上旬（予定）に掲載いたします。
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所 1 号館 18 階）でご覧いただけます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市立婦人会館会議室使用料減免要綱の一部改正（案）の概要

神戸市立婦人会館会議室使用料減免要綱

1. 趣旨

神戸市立婦人会館条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 71 号）第 7 条において、「市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。」としています。

これを受けて、神戸市立婦人会館条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号では、「公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の 5 割相当額以内の減額」を行うことを定めており、具体的な減額の基準については、神戸市立婦人会館会議室使用料減免要綱で規定し、その要件に基づき神戸市立婦人会館の貸会議室の使用料を減免することとしています。

このたび、以下の方針により、要綱の一部を改正するものです。

2. 改正の方針

神戸市立婦人会館会議室使用料減免要綱第 2 条（2）では、減免の範囲及び減免額として、「婦人の文化と教養を高め、婦人の社会的地位の向上を図ることを目的として、婦人が使用するとき 使用料の 3 割」と定めており、現行は女性のみで使用した場合、使用料の 3 割を減免しています。しかし、時代適合性及び男女共同参画の観点から、性別に基づく減免を見直し、男女共同参画社会の形成の促進を目的とする学習活動、研修などのために使用するとき、使用料の 3 割を減免するよう、見直しを行います。

なお、「男女共同参画社会の形成の促進」の定義は、第 5 次神戸市男女共同参画計画に掲載している「具体的な取り組み」に該当するかどうかにより判断します。

3. 改正（案）

「神戸市立婦人会館会議室使用料減免要綱」を以下のとおり改正します。

【現行】

第 2 条（2） 婦人の文化と教養を高め、婦人の社会的地位の向上を図ることを目的として、婦人が使用するとき。

使用料の 3 割

【改正案】

第 2 条（2） 男女共同参画社会の形成の促進を目的とする学習活動、研修などのために使用するとき

使用料の 3 割

4. 施行予定日

令和 6 年 4 月 1 日